

学校環境衛生基準

(2022年4月1日施行)

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

検査項目	基準	検査回数	生徒在籍	測定場所など	備考
* 換気及び保温等					
(1)換気	二酸化炭素は1500ppm以下が望ましい	(1)～(7) 毎学年2回	(1)～(7) あり	(1)～(7) 教室 机上の高さ (75～120cm)	検知管の温度は20℃の状態を標準している必要に応じて温度補正する 検査機器の精度規定:0.5度目盛の温度計・湿度計 気流:0.2m/秒以上の風速計 浮遊粉じん測定結果が基準値の2分の1以下の場合 は測定環境に変化がない場合、次年度から測定省略 (4)(5)人工的な冷暖房時使用時 (7) 排ガスが室内に放出される開放型の暖房機器
(2)温度	18℃以上～28℃以下が望ましい(2022.4.1より施行)				
(3)相対湿度	30%以上～80%以下が望ましい				
(4)浮遊粉じん	0,10mg/m <sup>3</sup> 以下				
(5)気流	0,5m/秒以下が望ましい				
(6)一酸化炭素	6ppm以下(2022.4.1より施行)				
(7)二酸化窒素	0,06ppm以下が望ましい				
(8)揮発性有機化合物		毎学年1回	なし	教室、音楽室、図工室 コンピューター室、体育館	<p>《測定前に》</p> <p>30分以上換気後、5時間以密閉して測定する</p> <p>★キシレンの検査はパッシブ法で実施する。</p> <p>《除外規定》</p> <p>正式法で測定し、正常値が著しく下回る場合以後教室等の環境に変化が認められない限り次回から省略できる</p>
ア ホルムアルデヒド	100 μg/m <sup>3</sup> 以下 (0,08ppm)	ウ～カ 必要と認める場合		キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレンの検査は、 <b>必要時</b> 検査を実施する	
イ トルエン	260 μg/m <sup>3</sup> 以下 (0,07ppm)				
ウ キシレン	200 μg/m <sup>3</sup> 以下 (0,05ppm) (2021.04. 01～施行)				
エ パラジクロロベンゼン	240 μg/m <sup>3</sup> 以下 (0,04ppm)				
オ エチルベンゼン	3800 μg/m <sup>3</sup> 以下 (0,88ppm)				
カ スチレン	220 μg/m <sup>3</sup> 以下 (0,05ppm)				
(9)ダニ又はダニアレルゲン	100匹/m <sup>3</sup> 以下又は同等のアレルゲン量以下	毎学年1回	なし	保健室の寝具 カーペット敷きの教室等	ダニスキャン、マイティーチェッカー(1m <sup>2</sup> )
* 採光及び照明					
(10)照度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室等の照度の下限値は、300lx</li> <li>・教室及び黒板の照度は、500lx以上が望ましい</li> <li>・教室及び黒板の最大照度と最小照度の比20:1を超えないこと、また、10:1を超えないことが望ましい</li> <li>・コンピューターを使用する教室等の机上の照度は500～1000lx程度が望ましい</li> <li>・テレビ等の画面の垂直面照度は100～500lx程度が望ましい</li> <li>・その他の学校施設の照度はZ9110(日本産業規格)の照度基準に適合</li> </ul>	毎学年2回		教室等、黒板、9か所 コンピューター室 特別教 机上 机のない場合:床上75cm 床上で学習の場合 床上:15～20cm	タブレット、電子黒板、テレビで授業の場合 ブラウン管に照明器具や、屋光が反射しないよう 取り付け位置や、遮光に十分留意する
(11)まぶしさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・黒板の外側15℃以内に強い光源がないこと</li> <li>・黒板面及び机上面に光沢がないこと</li> <li>・電灯、明るい窓等がテレビ等の画面に映じていないこと</li> </ul>	毎学年2回			
* 騒音	等価騒音レベル 閉窓時 LAeq50dB 以下であることが望ましい 開窓時 LAeq55dB 以下であることが望ましい 教室の窓側・廊下側	毎学年2回	なし	積分形騒音計 A特性 5分間 速い動特性(Fast)で使用 [従来の普通騒音計の場合は 計算式により算出]	<p>* 結果が著しく基準値を下回る場合には以後教室等の内外以外の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略できる</p> <p>* 測定値 閉窓時 LAeq 45dB 以下 開窓時 LAeq 50dB 以下</p>

## 第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

検査項目	基準	検査回数	
<b>* 水質</b>			
(1) 水道水を水源とする飲料 (専用水道水を除く) の水質		毎学年1回	学校の原水、水系：上水道、簡易水道、井戸水などを確認する 学校の給水方法：直結給水方式または貯水方式かを確認し、 飲料水の検査の実施  採水地点：給水システムの末端と思われる給水栓で、しばらく放水し、たまっている配管内の水が排水されたと思われる時点の水を採水。 土曜、日曜、祝日及び夏期等の長期の休み明けに採水する場合は、十分に放水し、たまり水を試料としないよう注意。  * 過マンガン酸カリウム消費量 10mg/L 以下は削除  DPD法にて測定(試薬を入れて、すぐに測定する)
ア 一般細菌	集落数 100/mL 以下		
イ 大腸菌	検出されないこと		
ウ 塩化物イオン	200mg/L以下であること		
エ 全有機炭素(TOC)	3mg/L以下であること		
オ PH値	5.8以上～8.6以下であること		
カ 味	異常でないこと		
キ 臭気	異常でないこと		
ク 色度	5度以下であること		
ケ 濁度	2度以下であること		
コ 遊離残留塩素	給水栓で0.1mg/L以上であること (病原微生物の汚染又はその疑いのある場合は0.2mg/L以上)		
(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質		水道法の検査回数	
(3) 専用水道及び専用ろ道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質		毎学年1回	
(4) 雑用水の水質		毎学年2回	
<b>* 施設・設備</b>			
(5) 飲料水に関する施設・設備	給水源の種類 維持管理状況 貯水槽の清潔状態	水道水 毎学年1回 井戸水 毎学年2回	上水道、簡易水道、専用水道、簡易専用水道及び井戸水その他の別を調べる機能の維持、故障、浄化設備、塩素消毒設備 * 外観、内部を点検、設備の図面、貯水清掃作業報告書等の書類について調べる
(6) 雑用水に関する施設・設備		毎学年2回	雨水の表示、誤飲防止構造・表示、逆流防止構造、清潔、異常

### 水道法適用の水道

#### ・水道事業

\* 上水道： 計画給水人口 5001人以上

\* 簡易水道： 計画給水人口 101～5000人

\* 専用水道： 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

水道施設の1日最大給水量が20m<sup>3</sup>を超えるもの

口径25mm以上の導管の全長が、1500mを超える又は、水槽の有効容量の合計が100m<sup>3</sup>を超えるもの

#### ・貯水槽水道

\* 簡易専用水道： 水道事業から水の供給を受ける貯水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超える給水設備・・・水道法による規制

(水道法非適用の水道・・・100人以下)

### 第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品管理に係わる学校環境衛生基準

検査項目	基準	検査回数	
<b>* 学校の清掃</b>			
(1)大掃除の実施	大掃除は定期的に行われていること	毎学年3回	大掃除の実施時期を考慮したうえ学校で計画立案し、実施
(2)雨水の排水溝等	屋上等の雨水排水溝に泥や砂等が堆積していないこと 雨水排水管の末端は、砂や泥等により管径が縮小していないこと	(2)～(6) 毎学年1回	
(3)排水の施設・設備	汚水槽、雑排水槽の施設・設備は、故障等がなく適切に機能していること		
<b>* ネズミ、衛生害虫等</b>			
(4)ネズミ、衛生害虫等	校舎、校地内にネズミ、衛生害虫等の生息が認められないこと		
<b>* 教室等の備品の管理</b>			
(5)黒板面の色彩	(ア)無彩色の黒板面の色彩は、明度が3を超えないこと (イ)有彩色の黒板面の色彩は、明度・彩度が4を超えないこと		黒板、彩度の検査は、黒板検査色票を使用する黒板の種類を確認し、黒板面の清掃を行うこと。

\* 机椅子の適合検査は削除

### 第4 水泳プールに係わる学校環境衛生基準

検査項目	基準	検査回数
<b>* 水質</b>		
(1)遊離残留塩素	0.4mg/L以上であること。また1.0mg/L以下であることが望ましい	使用日の積算が30日以内ごとに1回
(2)PH値	5.8以上8.6以下であること	
(3)大腸菌	検出されないこと	
(4)一般細菌	1mL中 200コロニー以下であること	(1)～(6)
(5)有機物等 過マンガン酸カリウム消費量として	12mg/L以下であること	
(6)濁度	2度以下であること	使用期間中 1回以上
(7)総トリハロメタン	0.2mg/L以下が望ましい	
(8)循環ろ過装置の処理水	循環ろ過装置の出口における濁度は、0.5度以下であること、0.1度以下であることが望ましい	毎学年1回
<b>* 施設・設備の衛生状態</b>		
(9)プール本体の衛生状況等		(9)～(12) 毎学年1回
(10)浄化施設及びその管理状況		
(11)消毒設備及びその管理状況		

プール水の水源を確認する。

(1)遊離残留塩素は毎授業時間前に測定をし、0.4mg/L以上1.0mg/L以下であることを確認し記録する

備考：総トリハロメタンの検査を省略できる条件：プール水を1週間に1回以上全換水する場合

トリハロメタンの検査：採取はプール水面下20cm1か所以上を原則

(9)については、浄化設備がない場合には、汚染を防止するため1週間に1回以上換水し、換水時に清掃が行われること。  
この場合、腰洗い槽を設置することが望ましい  
また、プール水等を排水する際には、事前に残留塩素を低濃度にしその確認を、行う等、適切な処理が行われていること

(12)屋内プール	
空気中の二酸化炭素	1500ppm以下が望ましい
空気中の塩素ガス	0.5ppm以下が望ましい
水平面照度	200lx以上が望ましい

## 第5 日常における環境

### \*教室の環境

(1)換気	教室に不快な刺激や臭気がないか 換気が適切に行われているか
(2)温度	18℃以上28℃以下であるか
(3)明るさとまぶしさ	黒板面、机上等の文字、図形等がよく見える明るさか 黒板面、机上面及びその周辺に見え方を邪魔するまぶしさがないか 黒板面に光る箇所がないか
(4)騒音	教師の声等が聞き取りにくいのか

### \*飲料水等の水質及び施設・設備

(5)飲料水の水質	給水栓水は遊離残留塩素が0.1mg/L(汚染のおそれあるときは0.2mg/L以上を確認) 給水栓水は外観、臭気、味等に異常がないか 冷水器等飲料水も上記と同様に管理されているか
(6)雑用水の水質	給水栓水は遊離残留塩素が0.1mg/L(汚染のおそれあるときは0.2mg/L以上あるか確認) 給水栓水は外観、臭気に異常がないか
(7)施設・設備	水飲み・洗口、手洗い場、足洗い場並びにその周辺は清潔で破損や故障がないか 配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備並びにその周辺は清潔か

### \*学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等

(8)学校の清潔	教室、廊下等の施設及び机、いす、黒板等教室の備品等は清潔で破損はないか 運動場・砂場等は清潔でゴミや動物の排泄物等がないか 便所の施設・設備は、清潔で破損や故障がないか 排水溝やその周辺は、泥や砂が堆積しておらず、悪臭はないか 飼育動物の施設・設備は清潔で破損がないか ゴミ集積場及びゴミ容器等並びにその周辺は清潔か
(9)ネズミ、衛生害虫等	校舎・校地内にネズミ、衛生害虫等の生息がないか

### \*水泳プールの管理

(10)プール水等	水中に危険物や異常なものがないこと 遊離残留塩素は、プールの使用前及び使用中1時間ごとに1回以上測定し、その濃度は、どの部分でも0.4mg/L以上保持されていること また、遊離残留塩素は、1.0mg/L以下が望ましい PH値は、プールの使用前に1回測定し、PH値が基準値程度に保たれていることを確認すること 透明度に常に留意し、プール水は、水中で3m離れた位置からプールの壁面が明確に見える程度に保たれていること
(11)付属施設・設備等	プール水の付属施設・設備、浄化設備及び消毒設備等は、清潔であり、破損や故障がないこと

水泳プールの排水時、環境生物への影響を考え、遊離残留塩素がないことを確認したのちに放水する。

## 第6 雑則(臨時検査)

1 学校で(1)～(4)のような場合、臨時に必要な検査を行うものとする

(1)感染症又は食中毒 (2)風水害等 (3)新築、改築、改修等及び机、いす、コンピューター等の搬入による揮発性有機化合物の発生のおそれ  
(4)その他の必要なとき

2 臨時検査は、定期検査に行う検査に準じた方法で行う

3 定期及び臨時の検査結果の記録は、検査の日から5年間保存する  
毎授業日に行う点検の結果は記録するよう努め、記録は3年間保存に努める

4 検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、閲覧に供し、保存する